

参 考 资 料

1 調査に当たった委員 (平成29年3月24日～平成29年12月21日)

委員長 小川一成

副委員長 西野一

委員 葉梨衛

委員 西條昌良

委員 飯塚秋男

委員 伊沢勝徳

委員 横山忠市

委員 岡田拓也

委員 安藤真理子

委員 長谷川重幸

委員 半村登

委員 佐藤光雄

委員 田村けい子

委員 山中たい子

委員 外塚潔

2 活動経過

	時 期	主 な 審 査 事 項 等
1	5月29日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査方針及び調査活動計画の協議 ○ 環境保全対策の概要 ○ 環境問題の現状等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域環境（水環境（河川，海域，地下水）） ・ 湖沼環境（霞ヶ浦，澗沼・牛久沼の水質等） ・ 森林環境
2	6月20日(火) (定例会中)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調査方針，調査活動計画の協議・決定 ○ 環境問題の現状等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地球温暖化 ・ 野生動植物の減少，生態系の破壊 ・ 地域環境（大気環境，土壌・地盤環境，化学物質，放射性物質） ・ 廃棄物
3	8月 7日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「森林湖沼環境税」を活用した森林湖沼環境保全対策等の状況 ○ 「第17回世界湖沼会議」開催に向けた取組の状況等 ○ 環境問題の現状等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 湖沼環境（その他の湖沼等の水質等）
	9月 5日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県内調査 「茨城県霞ヶ浦環境科学センター」（土浦市） 「国立環境研究所 水環境保全再生研究ステーション」 (美浦村) ・ 水質浄化対策に関する研究内容，成果等の調査
4	9月 8日(金)	○ 審議事項（論点）整理 及び 意見交換
5	10月24日(火) (定例会中)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 最終報告書骨子案の検討 ○ 中間報告について
	10月30日(月)	○ 第3回定例会 本会議中間報告
6	11月30日(木)	○ 最終報告書案の検討
7	12月15日(金) (定例会中)	○ 最終報告書案の検討，最終報告書の決定
	12月21日(木)	○ 第4回定例会 本会議報告

3 委員会での主な意見及び提言への反映状況

提言の前文 関係

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 34P (前文))</p> <p>霞ヶ浦をはじめとする本県の湖沼等について、県では、国や市町村、さらには、県民や市民団体等とも協働・連携し、水質改善に取り組んできた。</p> <p>特に、茨城のシンボルとも言える「霞ヶ浦」については、長い年月と多額の費用をかけて、「生活排水対策」、「工場・事業場排水対策」、「農地・畜産対策」など様々な対策を講じてきたところであるが、涸沼や牛久沼と同様、未だ、CODや全窒素、全りんなどの水質汚濁に係る環境基準は達成されるに至っていない。</p> <p>来年には、「第17回世界湖沼会議」が本県で開催予定となっており、湖沼等に関わる多くの方が、世界中から、本県を訪れる。</p> <p>霞ヶ浦をはじめとする本県湖沼等の環境保全対策について、今こそ、県の本気度を示すべく、全県を挙げて、全力で対策していく必要があり、併せて、このような県の姿勢を世界に示していくことで、世界湖沼会議を成功に導いていかなければならない。</p> <p>～</p> <p>これらの湖沼や森林等の環境保全対策には、県の「森林湖沼環境税」も活用されており、税の創設から間もなく10年を迎えようとする中で、県民に理解を得られる、結果に繋がる対策を早急に講じるべき時期にきている。</p>	<p>○ 霞ヶ浦の水質改善については、多くの費用を投入して対策している一方で、なかなか結果が見えてこないといった課題があり、今後は、これまでと同じような取組では県民の理解が得られないのではないかと危惧している。(岡田委員)</p> <p>○ 県内調査の際、委員長から、(霞ヶ浦の対策に)1兆4千億のお金をかけても(水質浄化の)結果が出ない、結果を出す時期にある、との発言があったが、今回の提言でも、そのような点を見据えたまとめ方が必要である。</p> <p>県の森林湖沼環境税が延長されても進展しないとしたことが無いよう、今回の提言では、これまでの検討事項に加え、100%実現できるような具体的なものを入れる必要がある。</p> <p>例えば、県内調査で霞ヶ浦の下水道の接続率と琵琶湖の接続率の話があったが、他県では100%近い接続率を達成できているところもある。</p> <p>本県で、本気になってシンボルである霞ヶ浦の水質浄化を実現するということ意気込みが現れるような提言にすべきである。(長谷川委員)</p>

1 湖沼等環境保全対策 関係

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 35P 1 (1) ア)</p> <p>○ 下水道や農業集落排水の未接続世帯に対しては、その解消を図るため、接続に対する補助制度の拡充等を図る一方で、市町村とも連携し、法に基づき罰則の適用等を含め、厳格に対応していく必要がある。</p>	<p>○ 下水道接続の面で言えば、3湖沼流域で約8万4千人が未接続であるとのことであり、このような未接続者をいかに無くしていくかが委員会の論点の一つである。</p> <p>例えば、森林湖沼環境税を使って補助を上乗せするなど、新たな対策を打ち出し、課題解決を図っていく必要がある。(小川委員長)</p> <p>○ 下水道、農業集落排水に接続しておらず、かつ、浄化槽も設置していない、いわゆる生活雑排水を処理せずに放流している者に対しては、厳しく対策・指導していくことが重要である。(小川委員長)</p> <p>○ 生活排水処理における下水道接続や高度処理型浄化槽の設置等については、ある一定の所まで進むと、それ以上の進展が難しくなることから、それらに対する補助の拡大、上乗せを検討していくことも必要である。</p> <p>「下水道接続や高度処理型浄化槽の設置を進めるための方策を考えていく必要がある」、「小規模事業所の排水に対する罰則が無い」などの課題も見えており、新しい仕組みづくりに取り組んでいく時機と考える。(岡田委員)</p> <p>○ 「下水道や農業集落排水への接続促進」について、下水道の接続に関しては罰則も創設されていることから、支援だけでなく、罰則も適用し、アメとムチを活用して接続を促進する、といった内容も提言に盛り込んだ方が良い。(小川委員長)</p> <p>○ 提言の1(1)アで掲げている「下水道や農業集落排水の未接続世帯への対応」について、「罰則の適用等も含め、厳格に対応」との表現があるが、法の罰則規定では、「特別の事情がない」場合などに限定されており、個別の事情なども判断していく必要があることから、「罰則」ではなく、「指導等を強化していく」といった表現の方が良いと考える。(山中委員)</p>

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 35P 1 (1) ア)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水道や農業集落排水が整備されない区域において単独処理浄化槽を設置している者については、NP型高度処理浄化槽への転換促進を、積極的に進めていく必要がある。 ○ 工場・事業場等の排水については、さらなる規制強化が必要であり、特に小規模事業所に対しては、罰則の適用なども検討しながら、指導・対策を強化していくべきである。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 湖沼等の水質改善では、単独処理浄化槽から高度処理型浄化槽への転換が優先課題であり、特に「りん」も除去できるNP型の高度処理型浄化槽の導入を強力に推進すべきである。導入コストの面も含め、国や市町村のほか、必要に応じて浄化槽の製造業者とも連携し、導入促進に努める必要がある。(小川委員長) ○ 「NP型高度処理浄化槽への転換促進」については、表現を強めて提言した方が良い。(外塚委員) ○ 事業所の排水について、排水量が日量10m³未満の事業所には排水基準は定められているものの罰則の適用は無い。そのような小規模事業所に対しては、事業所への立入り等による指導だけでは無く、罰則の創設などにより、強く規制していくことも検討すべきである。(岡田委員) ○ 生活排水処理における下水道接続や高度処理型浄化槽の設置等については、ある一定の所まで進むと、それ以上の進展が難しくなることから、それらに対する補助の拡大、上乘せを検討していくことも必要である。「下水道接続や高度処理型浄化槽の設置を進めるための方策を考えていく必要がある」、「小規模事業所の排水に対する罰則が無い」などの課題も見えており、新しい仕組みづくりに取り組んでいく時機と考える。(岡田委員：再掲) ○ 提言の1(1)アで掲げている「小規模事業所への指導・対策強化」について、「罰則の適用なども検討しながら」との表現があるが、小規模事業所に対しては、条例に基づき、必要な指導・助言などができるほか、必要な措置についての勧告や、勧告に従わなかった場合にはその旨公表することなども可能であることから、「罰則の適用」ではなく「条例に基づき指導や勧告などにより適切に対応すべき」などの表現の方が良い。(山中委員)

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 35P 1 (1) イ)</p> <p>○ 下水道や農業集落排水については、引き続き整備促進（供用開始区域のさらなる拡大等）を図るとともに、接続に対する支援の拡充等により、接続する者の負担を軽減し、接続促進を図っていく必要がある。</p> <p>特に、接続率の低い市町村に対しては、重点的に指導・助言を行うとともに、未接続世帯に対して、戸別訪問等により継続的に働きかけていく必要がある。</p> <p>併せて、高度処理型浄化槽についても、設置等に対する支援の拡充等により、設置促進を図っていく必要がある。</p> <p>○ 下水道処理施設からの処理水の放流に当たっては、放流水質の汚濁負荷量低減に向けた処理技術等を検討するなどにより、さらなる汚濁負荷の削減を図っていく必要がある。</p>	<p>○ 「下水道の普及率を上げる」、「肥料の流出を防ぐための栽培手法を検討する」などの取組をもっと積極的に取り組む必要がある。（長谷川委員）</p> <p>○ 生活排水処理における下水道接続や高度処理型浄化槽の設置等については、ある一定の所まで進むと、それ以上の進展が難しくなることから、それらに対する補助の拡大、上乘せを検討していくことも必要である。</p> <p>「下水道接続や高度処理型浄化槽の設置を進めるための方策を考えていく必要がある」と、「小規模事業所の排水に対する罰則が無い」などの課題も見えており、新しい仕組みづくりに取り組みんでいく時機と考える。（岡田委員：再掲）</p> <p>○ 湖沼等の対策では、農業集落排水や下水道の接続といったものがあるが、前者は、全体の行政区がまとまらなければ、その地域に接続することは困難であり、後者は、負担金の費用を負担しなければならぬといった課題がある。（半村委員）</p> <p>○ 下水道は、加入率が悪いとその地域に公共下水を引いていけず、農業集落排水も、その後の維持管理があり、進まないといった状況があり、（水質浄化の）解決には、高度処理型合併浄化槽しかないと考ええる。</p> <p>浄化槽を設置しなければならぬという網（規制）を設けると同時に、お金が無いためから設置できないということにならないよう、併せて、十分な補助（支援）を行うことで設置を促進すべきである。（外塚委員）</p> <p>○ 下水道処理水の放流について、湖沼等の水質を改善するためには、排水基準を満たすだけでなく、例えば、湖沼等の環境基準まで下げる（浄化する）ことも考えていくべきであり、コスト面も含め、今後検討していく必要がある。（小川委員長）</p>

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 36P 1 (1) イ)</p> <p>○ 湖沼等の環境保全対策に当たっては、生活排水の汚濁負荷割合の高い河川等を優先的に対策していく必要がある。</p>	<p>○ 湖沼等の水質改善に当たっては、湖沼等に流入する生活排水の汚濁負荷割合の高い河川を重点的に対策することが重要である。(小川委員長)</p>
<p>(提言 : 36P 1 (1) ウ)</p> <p>○ 農業分野においては、特別栽培農産物の生産・販売促進や環境に配慮した農業技術の指導などにより、環境負荷低減を図る「環境保全型農業」を推進していく必要がある。</p>	<p>○ 「下水道の普及率を上げる」、「肥料の流出を防ぐための栽培手法を検討する」などの取組をもっと積極的に取り組む必要がある。(長谷川委員：再掲)</p> <p>○ 流入河川の流域で、どのような作物や農家が問題なのかを把握し、重点的に対策していかなないと数値目標は達成しないと考える。(長谷川委員)</p> <p>○ 環境負荷低減を図る「環境保全型農業」を推進するには、化学肥料や化学合成農薬を通常の半分以下で栽培した「特別栽培農産物」について、消費者へアピールし浸透させていく販売手法を検討し、販売を促進していく必要がある。(西野副委員長)</p> <p>○ コスト削減、効率化等の点から、安価な化学肥料を使ってしまうのはやむを得ない面もあるが、出来るだけ環境へ配慮していくことも重要である。 農業大県である本県だからこそ、「環境にやさしい農業を進めている」といったイメージが重要であり、それに向けた指導を進めていく必要がある。 例えば、肥料を限定的に使う、無駄な肥料が流出しないようにする、コスト的な問題があれば自治体が支援するなど、技術改善が進んで様々な手法がある中で、そういったものを積極的に、具体的に推し進めていく必要がある。(長谷川委員)</p>

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 36P 1 (1) エ)</p> <p>○ 県民等の意識啓発を促すため、霞ヶ浦環境科学センターを活用して積極的に情報発信を行うとともに、各家庭に対して、汚濁負荷削減に向けた効果的な周知等を行っていく必要がある。</p> <p>また、地域住民が参加できる環境対策の実施（推進）や市民団体への支援などにより、周辺住民等の水質保全に係る気運醸成を図っていく必要がある。</p> <p>○ 湖沼等の環境保全に大きく貢献している市民団体については、高齢化の問題などもあり、活発な活動が難しいといった課題がある。</p> <p>これら市民団体等の活性化を図るためには、子どもの頃からの意識付け、すなわち、今後、これらの活動を担っていく子どもたちの環境学習が重要であることから、教育庁とも連携し、全学年で環境に関する学習ができるような取組を行っていく必要がある。</p> <p>※ 44P 4 (2) の再掲部分も同様</p>	<p>○ 湖沼の水質改善においては、市民団体活動による取組や、公立学校等の環境学習、子どもや青少年に対する環境保全の意識付けなどの取組も重要である。</p> <p>税事業の中には、市民団体や環境学習へ支援している事業もあるが、そのような団体等への支援を推進していくことで、自ら水を汚さないといった気運醸成に繋げていくことが重要である。（長谷川委員）</p> <p>○ 前回の世界湖沼会議で市民団体が形成され、現在も存続しているが、高齢化が問題となっている。</p> <p>来年の世界湖沼会議に向け、JCなど若い世代の方が参加し活発化してきたが、このような会議が無いと、また縮小してしまうような状況である。</p> <p>子どもの頃からの意識付けが重要であり、例えば、現在は、小学校3～4年生で霞ヶ浦の環境学習を行っているが、特定の学年だけでなく、全学年で湖沼等の環境学習ができるプログラムを、教育委員会も巻き込んでつくっていく、子供たちへの意識付けを高めていく必要がある。（安藤委員）</p>

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 36P 1 (1) エ)</p> <p>○ 対策事業の実施に当たっては、市町村の協力が不可欠であり、会議などの様々な場を通じて市町村と課題等を共有し、効果的な対策に取り組んでいく必要がある。</p> <p>また、さらなる水質浄化に向け、研究機関と連携し、水質浄化に向けた対策（技術）の研究を推進していく必要がある。</p> <p>※ 42P 3 (3) にも右記意見に関連した提言内容有り</p>	<p>○ 地元市町村との連携も重要。県と市町村の役割は整理されていると思うが、さらに連携して取り組んでいく必要がある。（長谷川委員）</p> <p>○ 市町村毎に状況（課題）等は把握され、何をすべきか分析されているはずであり、実施主体である市町村から、具体的に何をすべきか、というものを示してもらうことが必要である。（長谷川委員）</p> <p>○ 県HPで公表されている最新（H28 末）の「(市町村別) 汚水処理人口普及率一覧表」では、県全体の処理人口普及率は 83.3% となっているが、市町村別で見れば、半分程度のところや進んでいるところなど様々である。</p> <p>市町村では、下水、農集排、浄化槽等を組み合わせて、処理率 100% を目指していると思うが、それらの補助の拡充等の支援だけでなく、例えば、どの地域にはどのような支援が必要なのかといった、技術的、行政的な支援などもある。</p> <p>県で定めた、H37 までの下水道経営戦略においても、処理率が 100% になっておらず、100% になるのが「いつなのか」を打ち出せていない。</p> <p>課題も多く、普及率が伸びていかない現状は理解しているが、県としてイニシアチブを發揮すべきところはどこか、といった議論も必要である。（山中委員）</p> <p>○ 流域市町村がしっかり対策しないと、対策の効果は上がらないことから、委員会でも市町村としっかりタイアップしていくという方向性を出していく必要がある。（半村委員）</p>

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 36P 1 (1) オ)</p> <p>○ 湖沼等の環境保全対策事業の実施に当たっては、年度毎の事業の進捗管理を適切に実施し、需要等の把握や事業の必要性等の検証を行っていく必要がある。また、重点的な予算配分による集中的な対策を実施するなどにより、対策事業を効果的に実施していく必要がある。</p> <p>○ 合併処理浄化槽の設置促進に係る補助事業については、補助額の一部が国庫補助金となっており、国で予算が確保されなかったために計画していた事業が実施できなかった事例も見受けられることから、国に対して、強く予算確保について要請していく必要がある。</p> <p>※ 42P 3 (3) の再掲部分も同様</p>	<p>○ 年度毎の事業の進捗管理が重要であり、例えば、合併処理浄化槽の設置基数を年度毎に把握し、目標に対する進捗を管理する必要がある。(長谷川委員)</p> <p>○ これまでの事業の検証結果、効果や、新規事業の内容なども考えながら、どう対策していくか議論をしていくことが必要である。(田村委員)</p> <p>○ 幅広く対策するだけでなく、例えば、年度毎に特定の対策に重点的に予算を配分し、集中した対策を行うことも必要である。 さらに、取組内容によっては、生活環境部、農林水産部、土木部など、関係部局が連携して取り組んでいく必要がある。(伊沢委員)</p> <p>○ 浄化槽の補助には国費が投入されており、国の予算がつかなかったために予算を確保した県や市町村で事業(補助)ができず、結果として予算を余らせてしまうことがあると聞いているため、国に対して、しっかりと予算を確保するよう要請する必要がある。(山中委員)</p>

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 37P 1 (2) ア)</p> <p>○ 霞ヶ浦の環境保全対策については、関係各部で実施している対策を一元化して効果的・効率的に推進していく必要があることから、そのための専門部署を知事直轄などに設置し、知事を筆頭に強力に取り組んでいくべきであり、併せて、そのような体制により全力で取り組みという県の姿勢、意気込みを、県民のみならず全世界に向けて示していくべきである。</p>	<p>○ 湖沼等の環境保全について、下水道や農業、浄化槽対策など、やるべきこと、方向性は見付かっているが、なかなか進まず、縦割りというと言葉は悪いが、推進する体制が不足しているのではと考えている。いろいろ市町村等への対策が挙がっているが、県庁内でも、これを推進していくための組織を明確にしていける必要がある。(田村委員)</p> <p>○ 霞ヶ浦の環境問題に関しては、生活環境部、農林水産部、土木部をはじめ、多くの部局が関係しており、「知事直轄」として一括して(一元化して)対策していく必要がある。(小川委員長)</p> <p>○ 現在、生活環境部、環境対策課に「水環境室」という組織があり、まさにそのための組織であると考えている。それを知事直轄にということであれば理解できるが、それを残して、新たに設置するというのは疑問である。(山中委員)</p>
<p>○ 霞ヶ浦流域において、下水道や農業集落排水が整備されない区域については、条例により義務づけられている高度処理型浄化槽の設置を強力に促進するなど、生活排水処理率100%の達成に向けさらに対策を強化していく必要がある、そのための方針、計画等を早急に検討し、実行に移していくべきである。</p> <p>併せて、浄化槽を設置した者に対しては、当該浄化槽の維持管理が適切になされるよう、法定検査の受検等について適切に指導し、意識喚起していく必要がある。</p>	<p>○ 霞ヶ浦周辺は、レンコンの栽培が盛んで本県農業を牽引するリーダー的地域であるなど、農業及び水産業、水産加工業等も盛んで湖岸沿いに集まっているが、排水が課題である。対策による一定の成果、浄化は進んでいるが、それをより進めるためには、湖内に流入する排水をどのように浄化するのか、ハード的なものでやるのか、施策・条例等による網(規制)をかぶせていくのかなど、一定の期限を区切ったロードプロジェクトをつくっていく必要がある。どのような規制ならかけられるのか、という点も検討しながら、税を有効に使っていく手立てのための対策を考えたい必要がある。(外塚委員)</p> <p>○ 補助の仕方の問題もある。手厚い支援(補助)は、他の地域の県民の理解を得るのが難しいところがあり、調整していく必要がある。仮にそのような方法で支援していくとすれば、その後の維持管理を適切に行わせるような規制も必要である。(小川委員長)</p> <p>○ 設置者がきちんと事業の趣旨を意識・納得して、補助を受けているということを認識し、自ら管理を行うといった環境をつくっていくことが重要と考える。(山中委員)</p>

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 37P 1 (2) イ)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 霞ヶ浦導水事業については、霞ヶ浦の水質改善に向け、その早期稼働が切に望まれており、早く完成済み施設の早期稼働について、引き続き、積極的に働きかけていく必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在建設中の霞ヶ浦導水事業は、一部、完成済みの施設（設備）もあることから、それら施設の早期稼働に向け、国等へ働きかけるなどの対応が必要である。（小川委員長） ○ 霞ヶ浦導水事業は、那珂川と霞ヶ浦、利根川の環境を改善するために有効活用できると期待しており、いろいろな調査・検証をしてもらいたい。早期完成をしてもいい。 ○ 那珂川についても、技術開発により、負担をかける環境の整備をすることが可能と考えており、那珂川等の水を流入させ、霞ヶ浦が生き返れる、泳げる霞ヶ浦を目指して、それを後世に伝えていくのが我々の大事な使命である。 ○ 導水事業は、土浦駅前のアオコを払拭できるだけでも沿岸市民が潤うものであり、導水事業を安全な形で有効に活用できるよう、国に早期完成及び稼働を働きかけることが重要である。（外塚委員） ○ 霞ヶ浦導水事業の有効活用について、霞ヶ浦は、いろいろな対策を講じてきたにもかかわらず、一時的には改善の兆しが見えても、結局は改善できていないという現状がある。導水事業は、完成している利根導水路において試験通水したところ、しじみが大量死し、それ以降、試験通水を行っているのか不明で、データ等も公表されていないようである。また、水系の異なる那珂川の水が入ることで、希釈されるから問題ないとの話もあるが、カビ臭などの問題は危惧されており、漁業者が心配しているという課題もある。国は検証していることだが、これらの状況を考えれば、活用するというよりは、事業を停止すべきという立場である。（山中委員） ○ 「霞ヶ浦導水事業の有効活用」に関して、那珂川流域の豊かな自然環境、漁業環境を守るという点に加え、事業の効果、あるいは生態系への影響が不透明であるなどの点から、当該事業の中止を求めてきたところであり、提言には明記すべきではない。 (佐藤委員、(山中委員からも同趣旨の意見有り))

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 37P 1 (2) ウ)</p> <p>○ 霞ヶ浦の環境保全対策については、これまでの取組実績や改善状況等を踏まえた費用対効果の検証を行うほか、水質汚濁原因等の霞ヶ浦の特性を踏まえた事業内容の見直しを行っていく必要がある。</p>	<p>○ これまでの事業の検証結果、効果や、新規事業の内容なども考えながら、どう対策していくか議論をしていくことが必要である。(田村委員 : 再掲)</p> <p>○ 霞ヶ浦の水質について、目標値を達成できない原因、課題を分析することが重要である。例えば、「生活排水」、「農地」、「畜産」等はCOD等の排出負荷量が高く、それらを集約して解決するため、下水道や農業集落排水の普及率の向上、高度処理型浄化槽の設置促進などについて、これらの対策が進まない課題を考えていく必要がある。(伊沢委員)</p>
<p>(提言 : 37P ~38P 1 (2) エ)</p> <p>○ 対策事業を行う上では、県において、各市町村が抱えている課題を十分に把握・分析した上で、当該課題や特性等を踏まえた地域ごとの対策の方向性を示していくことが重要であることから、会議などの様々な場を通じて課題等の把握を行った上で、市町村に対して、適切な指導・助言を行っていく必要がある。</p> <p>また、生活排水処理率100%の達成に向け、県で対策強化等のための方針や計画などを検討し、実行に移すべきであることは先に述べたが、これらは流域の市町村においても同様に実践されるべきものであることから、生活排水処理率100%達成に向けたロードマップを流域市町村が適切に策定し、実行に移せるよう、県から積極的な支援を行っていく必要がある。</p>	<p>○ 市町村毎に状況 (課題) 等は把握され、何をすべきか分析されているはずであり、実施主体である市町村から、具体的に何をすべきか、というものを示してもらうことが必要である。(長谷川委員 : 再掲)</p> <p>○ 県HPで公表されている最新 (H28 末) の「(市町村別) 汚水処理人口普及率一覧表」では、県全体の処理人口普及率は83.3%となっているが、市町村別で見れば、半分程度のところや進んでいるところなど様々である。</p> <p>市町村では、下水、農集排、浄化槽等を組み合わせて、処理率100%を目指していると思うが、それらの補助の拡充等の支援だけでなく、例えば、どの地域にはどのような支援が必要なのかといった、技術的、行政的な支援なども必要である。</p> <p>県で定めた、H37 までの下水道経営戦略においても、処理率が100%になっておらず、100%になるのが「いつなのか」を打ち出せていない。</p> <p>課題も多く、普及率が伸びていない現状は理解しているが、県としてイニシアチブを發揮すべきところはどこか、といった議論も必要である。(山中委員 : 再掲)</p> <p>○ 流域市町村がしっかり対策しないと、対策の効果は上がらないことから、委員会でも、市町村としっかりタイアップしていくという方向性を出していく必要がある。(半村委員 : 再掲)</p>

2 森林環境保全対策 関係

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 39P 2 (1))</p> <p>○ 森林の環境保全対策を行う上では、当該対策の重要性、公益性を県民に十分に理解してもらおうことが重要である。</p> <p>具体的には、森林の保全・整備に当たっての数値目標や、対策を行うことによる県民への恩恵を「見える化」し、例えば、対策事業により「どれだけ経済効果が生じるか」、あるいは、「どれだけ公益性が発揮されているか」などの情報を積極的に県民に発信し、対策事業への理解促進を図っていく必要がある。</p> <p>これらの情報発信、「見える化」を進めることで、森林整備や森林湖沼環境税に対する県民の理解促進に繋げていくことが重要である。</p>	<p>○ 水環境の保全は、数値目標が明確であり、「見える化」、「見せる化」が少しずつ進んでいるが、森林の方は、水に比べて数値目標が明確ではなく、「見える化」が進んでいない。</p> <p>現在の進捗状況の判断の日安にもなるため、整備すべき全体量を明確にするべきである。(岡田委員)</p> <p>○ 「植える→育てる→使う→植える」といった森林の循環利用のサイクルを例にすれば、それぞれの過程で課題があり、「見える化」が必要である。</p> <p>例えば、「使う」の段階では、どのくらい需要があるのか、費用が必要なのか、道路が必要なのか、などの課題を明確にするなど、森林問題の深刻さについて、理解が進むような工夫が必要である。(岡田委員)</p> <p>○ 森林環境の「見える化」の部分であるが、農業の産出高は良く出るが、水産業や林業ではあまり数字が出ない。数字に表しにくいといった理由もあるようだが、林業や水産業でも、どの程度の産出高があるのか、対策によりどのような効果が出るのか、といったものも「見える化」していくことが必要である。</p> <p>酒沼のしじみだけで最低3億円の価値があるといった話も聞いており、県内の林業や水産業は、どのぐらいの数字で表されるのか、北海道では漁業なら4,000億円といった数字がすぐ出てくるが、本県でも、そのような数字を明らかにし、例えば、森林湖沼環境税の徴収に係る県民への理解促進に繋げる、といった内容の提言も入れた方がよい。(長谷川委員)</p>

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 39P 2 (1))</p> <p>○ 森林整備については、以下の点を十分に考慮しながら、整備の在り方（戦略）を検討・見直ししていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伐採跡地の現地条件に応じた植林の推進 ・ 「木を残していく（防災面・観光面）」といった視点を取り入れた森林整備 ・ 森林整備に要する担い手の確保・育成。 	<p>○ 森林整備は、個人所有のものも多く所有者の意向に左右される部分もあるが、防災の面からも非常に重要であることから、どのような場所にどのような種類の木を植栽するかを含めた、森林整備の在り方、森林資源の活用方法を考えなくて必要がある。（佐藤委員）</p> <p>○ 今後、皆伐が増加することに伴い、作業を担う人材の確保も重要な課題であり、人材需要を適切に把握し、人材及び予算を確保していく必要がある。</p> <p>また、そのような人材確保の課題を含め、森林を伐採して使用していくのか、そのままの状態に残すのかなど、森林整備の在り方、戦略を早急に検討していく必要がある。（西野副委員長）</p> <p>○ 森林整備において人材育成は重要な課題であり、働ける環境を作っていくという観点から、大胆な出口対策に取り組んでいく必要がある。（佐藤委員）</p>

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 39P～40P 2 (2))</p> <p>○ 森林資源の有効利用を推進するため、施業の集約化の推進や路網の整備促進、あるいは、森林循環サイクルの短縮化の検討など、森林整備の低コスト化に向けた取組を推進していく必要がある。</p> <p>また、県産木材の利用拡大・販路拡大などの出口対策を推進していくことも重要であり、公共施設等への県産木材の利用を推進していくほか、間伐材等の木質バイオマスへの利用推進、さらには、海外も視野に入れた販路拡大などに取り組んでいく必要がある。</p> <p>併せて、平地林や里山林の整備において課題となっている竹林について、竹材等の有効活用を含めた対策を検討していく必要がある。</p>	<p>○ 森林整備では、大径木の販売ルートの確立も重要である。他が手を出していないニッチな分野であり、販売ルートを確認できれば、森林整備の推進、ひいては雇用創出、地域振興にもつながる。地域の将来を見据えた計画・取組が重要であり、大手の木材物流業者とも連携し、木材の出口確保を図るべきである。(西野副委員長)</p> <p>○ 約50年とされている林業の循環サイクルについて、いろいろ課題がある中で、今後は、より短いサイクルでの循環を検討していく必要がある。(岡田委員)</p> <p>○ 平地林・里山林の整備では、竹林対策が最も課題と考えている。竹林を伐採しても、その後の管理が適切に継続されずにすぐに元に戻ってしまうことから、竹材の有効活用も含め、計画を立て、対策していく必要がある。(田村委員)</p> <p>○ 平地林・里山林の整備には地主の協力も必要である。公費を投入して整備するに当たり、整備後の地主による管理を条件とするなど、地主の協力を得ていくことが重要である。(小川委員長)</p> <p>○ 森林整備において人材育成は重要な課題であり、働ける環境を作っていくという観点から、大胆な出口対策に取り組んでいく必要がある。(佐藤委員：再掲)</p>

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 40P 2 (3))</p> <p>○ 森林整備に当たっては、県民や市町村、関係団体等との協働・連携を図っていくことが重要である。</p> <p>特に、森林所有者については、自ら森林の施業や保護等を適切に実施しなればならないといった意識が醸成されるよう、市町村と連携して働きかけを行っていく必要がある。</p> <p>また、県民や団体、企業などと連携した森づくりを推進するほか、環境教育の場としても、積極的に森林等を利用促進していく必要がある。</p> <p>併せて、市町村との協働・連携も重要であり、特に、導入（設置）時に環境面での十分な配慮が必要である太陽光発電事業については、市町村と連携しながら、適切な対応を図っていく必要がある。</p>	<p>○ 平地林・里山林の整備には地主の協力も必要である。公費を投入して整備するに当たり、整備後の地主による管理を条件とするなど、地主の協力を得ていくことが重要である。 (小川委員長：再掲)</p> <p>○ 森林は、環境保全の面で大きな役割を担っているが、太陽光発電事業に係る開発に伴い、相当面積の森林・平地林が伐採されおり、危惧している。</p> <p>県で適切に状況を把握し、市町村への指導・助言を含め、環境保全に配慮した対応を講じていく必要がある。 (長谷川委員)</p>

3 「森林湖沼環境税」を活用した森林湖沼環境対策等 関係

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 41P 3 本文)</p> <p>前述の「湖沼等環境保全対策」や「森林環境保全対策」に係る取組では、一部に、本県の森林湖沼環境税（以下「環境税」という。）が活用されており、ここでは、これまでの取組内容や実績、成果等を踏まえ、環境税を活用した環境保全対策事業の在り方について提言する。また、環境税は課税期間が本年度（H29）までとなっていることから、その存続・廃止を判断する上で配慮すべき事項等についても、併せて、提言する。</p>	<p>○ 森林湖沼環境税に関する提言内容は、税を引き続き継続（存続）することを前提としているように受け取れる内容・表現となっているため、表現を改めるべきである。（山中委員）</p>
<p>(提言 : 42P 3 (1))</p> <p>○ 環境税を活用した対策事業を行う上では、当該事業の重要性、公益性を県民に十分に理解してもらうことが重要である。 具体的には、対策事業を実施するに当たっての数値目標や、対策事業を行うことによる県民への恩恵を「見える化」し、例えば、対策事業により「どれだけ経済効果が生じるか」、あるいは、「どれだけ公益性が発揮されているか」などの情報を積極的に県民に発信し、対策事業への理解促進を図っていく必要がある。 併せて、環境税の市町村毎の活用状況などについても、適切に県民等に情報発信していく必要がある。これらの情報発信、「見える化」を進めることで、環境税に対する県民の理解促進に繋げていくことが重要である。</p>	<p>○ 森林湖沼環境税を議論する上では、「森林の保全・整備」と「湖沼・河川の水質保全」の一方だけでなく、両方の面から、事業の効果、県民への恩恵といった点を考えていく必要がある。 自分の住む地域以外の取組は、事業の成果、効果等が見えにくく、往々にして厳しい意見になりがちだが、他方、地元では大変感謝されているものもあることから、税の在り方を考える上で、それぞれの事業についての理解を深め、例えば、今後、国際化を意識した事業の位置付けを考えるなど、多角的な視点からの議論も必要である。（西野副委員長）</p> <p>○ 税を活用した各種事業について、それぞれ有効であり、今後も需要があると考えられるが、県民一人一人に恩恵をもたらしているというところをアピールし、理解してもらうことが重要である。 学校や家庭での環境教育などにより、県民のさらなる意識啓発に取り組み必要がある。（岡田委員）</p>

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
	<p>(前頁の続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 森林湖沼環境税については、これまでの取組に対する効果が見えないとの理由から廃止しても良いといった声もある。 県民が求めているのは結果であり、課題も見えている状況の中で、税の在り方を考えるに当たり、県民に見えるような、結果に結びつく対策を打ち出していく必要がある。(小川委員長) ○ 森林環境の「見える化」の部分であるが、農業の産出高は良く出るが、水産業や林業ではあまり数字が出ない。数字に表しにくいといった理由もあるようだが、林業や水産業でも、どの程度の産出高があるのか、対策によりどのような効果が出るのか、といったものも、「見える化」していくことが必要である。 湖沼のしじみだけで最低3億円の価値があるといった話も聞いており、県内の林業や水産業は、どのぐらいの数字で表されるのか、北海道では漁業なら4,000億円といった数字がすぐ出てくるが、本県でも、そのような数字を明らかにし、例えば、森林湖沼環境税の徴収に係る県民への理解促進に繋げる、といった内容の提言も入れた方が良い。 (長谷川委員：再掲) ○ 森林湖沼環境税について、県西の方では、湖沼や森林があまり無いといった状況もあり、全県民から理解を得るには、各市町村にどのような配分があるのか明らかになることが重要である。(半村委員) ○ 県では、地域の環境保全対策などに森林湖沼環境税を活用し対策を推進しているが、国に対しても、実効性のある対策をさらに求めていくべきと考える。(佐藤委員)

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 41P 3 (2))</p> <p>○ 環境税を活用した森林の保全・整備事業においては、「森林の持つ公益的機能の発揮」といった税の趣旨や、国の森林環境税(仮称)導入等を踏まえた制度の検討、あるいは、税配分の見直しなどを行っていく必要がある。</p> <p>具体的には、税を活用した事業について、今後、「いばらき木づかい運動の推進」や「県民協働による森林づくりの推進」などの事業へ比重を拡大することなどを検討するほか、重点的に実施すべき事業へ集中的に税を配分することなども、適宜、検討・見直ししていく必要がある。</p> <p>また、税の趣旨を踏まえ、他の分野・体系で実施すべき事業(税を使うべきでない事業)についても併せて、検証していく必要がある。</p> <p>○ 現在、国では森林環境税(仮称)の創設についての検討が開始されていることから、森林環境税(仮称)に係る国の動向等を注視し、積極的に情報を収集しながら、県の環境税との整合を図っていく必要がある。</p>	<p>○ 国で森林環境税(仮称)導入の動きもある中で、県民から、国税、県税それぞれに理解が得られるような配慮が必要である。(長谷川委員)</p> <p>○ 森林の保全・整備に係る事業では、現在は間伐事業に対する予算配分が大きいですが、国での森林環境税(仮称)創設の動きを踏まえ、今後は「いばらき木づかい運動の推進」など、利用していくことにウェイトを置いた使い方、事業への配分も重要である。(岡田委員)</p> <p>○ 個人所有の森林に対し、多額の税を活用していくことは、「県民一人一人への恩恵」という点からは違和感があり、県民の理解を得ることは難しいのではないかと考える。例えば、森林の所有者に強く働きかけていくことに加え、事業費の一部を所有者に負担してもらおうことなども視野に入れるべきである。(安藤委員)</p> <p>○ 森林伐採に係る現在の事業は、お金持ち優遇と見られても仕方ないと捉えている。一方で、荒廃した森林は、地域の生活、安全に支障を及ぼすことから、事業の実施に好意的な意見もある。</p> <p>身近なみどり整備事業など森林整備事業の実施に当たっては、所有者に対し、負担を求め、あるいは積極的に指導を行うことなどを検討し、効率の良い税事業の執行を推進すべきである。(外塚委員)</p> <p>○ 伐採等の森林整備事業は、全てが税を活用して実施してはならないことから、税や税の事業について県民の理解を深めるため、森林整備事業における税の使われ方などについても県民に周知徹底を図っていく必要がある。(佐藤委員)</p> <p>○ 税を活用した事業の一つに「海岸防災林の機能強化」に関する事業があるが、当該事業は、本来、「防災・減災」を目的として実施すべき事業であり、税事業の使途が「森林の保全・整備等に資する施策」(への経費の充当)とされている点から見れば、例えば、防災対策などの別の分野の事業で行うべきで、税を活用した事業としては適切ではないと考える。税事業の目的をいたわずらに拡大解釈せず、目的に沿った事業に税を集中投下し、それらの事業が完結できるよう方向付けをしていくべきである。(外塚委員)</p>

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 42P 3 (3))</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 湖沼等の環境保全 (水質保全) 対策においては、前述のとおり、生活排水処理対策が大きな課題であることから、以下の取組について、環境税を有効に活用しながら対策を強化していく必要がある。 ・ 下水道や農業集落排水については、引き続き整備促進 (供用開始区域のさらなる拡大等) を図るとともに、接続に対する支援の拡充等により、接続する者の負担を軽減し、接続促進を図っていく。 特に、接続率の低い市町村に対しては、重点的に指導・助言を行うとともに、未接続世帯に対して、戸別訪問等により継続的に働きかけていく。 ・ 高度処理型浄化槽についても、設置等に対する支援の拡充等により、設置促進を図っていく。 ・ 霞ヶ浦流域において、下水道や農業集落排水が整備されない区域については、条例により義務づけられている高度処理型浄化槽の設置を強力に促進するなど、生活排水処理率 100% の達成に向けさらに対策を強化していく。 併せて、浄化槽を設置した者に対しては、当該浄化槽の維持管理が適切になされるよう、法定検査の受検等について適切に指導し、意識喚起していく。 ・ 工場・事業場等の排水について、さらなる規制強化を図る。特に小規模事業所に対しては、罰則の適用なども検討しながら、指導・対策を強化していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 霞ヶ浦周辺は、レンコンの栽培が盛んで本県農業を牽引するリーダー的地域であるなど、農業及び水産業、水産加工業等も盛んで湖岸沿いに集まっているが、排水が課題である。 対策による一定の成果、浄化は進んでいるが、それをより進めるためには、湖内に流入する排水をどのように浄化するのか、ハード的なものでやるのか、施策・条例等による網 (規制) でかぶせていくのかなど、一定の期限を区切ったロードプロジェクトをつくっていく必要がある。 どのような規制ならかけられるのか、という点も検討しながら、税を有効に使うべく手立てのための対策を考えていく必要がある。 (外塚委員 : 再掲) ○ 下水道接続の面で言えば、3 湖沼流域で約 8 万 4 千人が未接続であるとのことであり、このような未接続者をいかに無くしていくかが委員会の論点の一つである。 例えば、森林湖沼環境税を使って補助を上乗せするなど、新たな対策を打ち出し、課題解決を図っていく必要がある。 (小川委員長 : 再掲) ○ 各委員から、高度処理型浄化槽の設置や下水道接続の促進、工場・事業場の排水に対する規制強化などの課題が挙げられた。 税の在り方を検討する上では、このような課題への具体的な対策を整理していくことが必要であり、各員から提案のあった、浄化槽や下水道接続への補助拡充、罰則等による小規模事業所への排水規制強化などの取組を含め、課題解決に向けた具体的な水質浄化対策を考えていく必要がある。 (小川委員長) ○ 森林湖沼環境税を活用した湖沼・河川の水質保全事業の効果は大きいと考えており、税存続の必要性を検討していく必要がある。 (安藤委員)

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 42P 3 (3))</p> <p>○ 環境税を活用した湖沼等の水質保全対策に当たっては、県民、市町村、関係団体等との協働・連携による取組を推進し、水質浄化に向けた県民意識の醸成を図っていくことも重要であり、水質保全活動を行う市民団体等への支援や公立学校等での環境教育を推進するほか、特に、子どもや若者を対象として、湖・河川に親しむ機会や浄化効果を直接体験できる機会などを提供していく必要がある。</p> <p>○ 環境税を適正に執行するため、事業計画策定時に適切な需要の把握を行うとともに、執行残となった場合にはその理由を検証し、的確に次年度事業へ反映していく必要がある。</p>	<p>○ 湖沼の水質改善においては、市民団体活動による取組や、公立学校等での環境学習、子どもや青少年に対する環境保全の意識付けなどの取組も重要である。</p> <p>税事業の中には、市民団体や環境学習へ支援している事業もあるが、そのような団体等への支援を推進していくことで、自ら水を汚さないといった気運醸成に繋がっていくことが重要である。</p> <p>(長谷川委員：再掲)</p> <p>○ 湖沼・河川に係る税事業については、高度処理型浄化槽の設置補助事業など予算に対して実績額が減少している事業がある。</p> <p>予算は、当該年度に必要な事業を積み上げ確保したものであり、水質の改善が進まない中で、執行残額を出さないよう適切に事業を実施すべきと考える。</p> <p>また、事業が実施できなかった場合には、その理由、例えば、下水道接続の支援事業で言えば、接続できなかった理由をきちんと把握し、今後の事業執行に繋げていく必要がある。(山中委員)</p>

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 43P 3 (4))</p> <p>○ 存続・廃止を含めた環境税の今後の在り方を判断する上では、これまでの取組内容や実績、成果等を客観的に検証し、課題をより明確にした上で、税を活用した事業の必要性などについて、一般財源での対応などを含め、慎重に検討していく必要がある。</p> <p>特に、森林の保全・整備関係の事業においては、森林整備のビジョン・方向性を明確にした上で、環境税の必要性を検討していく必要がある。</p> <p>○ 環境税の存続・廃止を判断するに当たっては、上記に加え、県民や専門家等からの意見を、適切に反映していくことも重要である。</p> <p>特に、県民については、事業実績や成果などに加え、前述のとおり、具体的な数値目標や、対策を行うことによる県民への恩恵などについても積極的に情報発信し、環境税を活用した事業の重要性、公益性を十分に理解してもらったことが重要であり、その上で、アンケートやブリックコメントなど、多様な手法により、環境税に対する意見等を把握していく必要がある。</p> <p>なお、これらの意見等を踏まえた最終的な判断結果については、判断の過程や理由などについて、適切に県民等に示していく必要がある。</p>	<p>○ これまで税を活用しているいろいろ対策を行っており、現在、税の延長をどうするかという議論が行われているが、税を活用して10年が経過しており、もう少し課題を明確にしていける必要がある。</p> <p>併せて、後、何十年でどうするというのはなく、スピード感をもって対策していくことが重要で、先が見えない森林湖沼環境税だけに頼らず、一財も投入して、そのような状況を県民に理解してもらいながら税を考えていく必要がある。(佐藤委員)</p> <p>○ 森林湖沼環境税を活用した湖沼・河川の水質保全事業の効果は大きいと考えており、税存続の必要性を検討していく必要がある。(安藤委員：再掲)</p> <p>○ 個人的には税の継続には賛成であるが、消費税の増税等により個人の税負担が増える中で、税の在り方を検討する過程において、県民の意見が反映された形がとられるべきであると考ええる。</p> <p>その一環として税に関するアンケート調査が実施されたが、対象者が県行政に精通・理解のある方、あるいは政策立案に関わっているような方が多いと感じられる。(長谷川委員)</p>

4 「第17回世界湖沼会議」開催に向け重点的に取り組むべき事項等 関係

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 44P 4 (1))</p> <p>○ 世界湖沼会議の開催に当たっては、実のある会議の実施に向け、多くの人が興味・関心を持つ会議プログラム、あるいは、本県が抱える課題を踏まえた会議プログラムなどを設定していく必要がある。</p> <p>加えて、子どもや若者も参加できる会議やイベントなども出来るだけ実施していくことが重要であり、これらの会議プログラム・イベント等を盛り込んだ実施計画を速やかに策定していくべきである。</p>	<p>○ 本会議等の参加者を4,000人と予定しているが、サテライト会場や学生会議など、いろいろな形で、より多くの方に会議に参加してもらい、実のあるものにしていくことが重要である。(長谷川委員)</p> <p>○ 福島第一原発事故の影響による霞ヶ浦湖内にある放射性物質の問題も重要な課題であり、世界湖沼会議の中で、しっかりと議論していく必要がある。提言内容にも、そのような趣旨を反映して欲しい。(山中委員)</p> <p>○ 上記の放射性物質に関する意見の趣旨は、提言における「本県が抱える課題を踏まえた会議プログラムなどを設定していく」との表現に含まれていると考えている。(小川委員長)</p> <p>○ 世界湖沼会議については、準備状況が見えないといった声も聞いている。関係市町村も来年度の予算編成の時期に差しかかっていることから、県から適切な情報伝達をしていくことが必要である。(長谷川委員)</p>

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 44P 4 (2))</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 世界湖沼会議を成功に導くためには、多くの方の参加が不可欠であり、参加促進のための積極的な周知活動を実施していく必要がある。 具体的には、以下の取組を推進していくべきである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な情報媒体を活用し情報発信を行っていくほか、例えば、同種の自然環境関連イベント等を積極的に活用するなど、あらゆる機会を通じたPR活動を行っていく。 ・ 市民団体やボランティア団体等に積極的に参加を呼びかけ、会期前にサテライト会場5ヶ所で地元市町や市民団体等と連携して環境関連行事を開催し、本会議に向けて周知活動を行うとともに、気運醸成を図っていく。 ・ 多くの子どもたちが参加して、研究・取組の発表や意見交換、議論などができよう、教育庁とも連携して、幅広く周知、働きかけを行っていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年には、澗沼で「全国トンボ市民サミット」といったイベントも予定されているが、そのような自然環境に関するイベントも世界湖沼会議の一環として位置づけ、そのような場でPR等を精力的に行うことで、全国湖沼会議を盛り上げていくことも検討すべきである。(長谷川委員) ○ 世界湖沼会議については、準備状況が見えないといった声も聞いている。関係市町村も来年度の予算編成の時期に差しかかっていることから、県から適切な情報伝達をしていくことが必要である。(長谷川委員：再掲) ○ 市民参加で(会議の)内容を作っていくということを考えれば、これから県民の参加をどう組織していくかが重要であり、「子ども、若者も参加できる会議、イベント等」にどのように県民を巻き込んでいくか、ボランティア団体等にも参加してもらいながら進めていく必要がある。(山中委員) ○ 上記の意見については、「自治体、市民団体等との協働による周知活動及び気運醸成」を含め積極的な活動を促す、ということであると考える。 (小川委員長) ○ 今年7月の海の日に、霞ヶ浦市民フェスティバルが開催され、そこで高校生の世界湖沼会議のプレ会議が行われた。水質等に関して研究等を行っている高校生の活動報告等もあった。 このような部分で、教育庁も巻き込んで、湖沼会議に子どもたちも参加し、研究成果等を発表して次に繋げられるような取組が出来たら、湖沼会議の成功にも繋がると考える。(外塚委員)

5 地球温暖化対策 関係

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 46P 5 (1))</p> <p>○ 大規模事業所の省エネルギー対策については、各事業所の実施状況や進捗状況を、県が適切に管理していく必要がある。</p> <p>また、エネルギー管理士等の専門家などにより、各事業所が実施している排出削減対策の内容を分析するとともに、分析結果等を踏まえ、事業所に対して適切な助言・指導等を行っていく必要がある。</p> <p>併せて、これらの取組内容や分析結果等については、事業所は環境への配慮などの社会的責任を負っているという点に加え、それらの情報が公になることで、省エネルギー対策の面で企業同士が切磋琢磨し、取組がさらに促進されるといった効果が期待されることから、公表していくべきである。</p>	<p>○ 地球温暖化対策に係る県の実行計画が改定され、産業部門では国の目安を上回る削減目標を設定しているが、計画だけでなく、成果を出すことが重要である。</p> <p>前期計画の目標が達成されていない状況の中で、対策を産業界に任せきりにするのではなく、情報共有を図りながら、県が適切に進行管理をしていくことが必要である。(田村委員)</p> <p>○ 二酸化炭素排出量の割合が高い産業部門への対策無しには、地球温暖化の取組は進んでいかないことは明らかである。</p> <p>県で、産業分野における排出削減に向けた具体的な取組内容をきちんと把握した上で対策を講じていく必要がある、特に大規模事業者に対し、強く排出削減に向けた取組の実行を求めていくことが重要である。(山中委員)</p> <p>○ 大規模事業所におけるエネルギー対策について、県では条例に基づき報告を求め、提出された報告内容をエネルギー管理士により分析し、事業所に助言を行うこととしているが、報告内容や分析結果等については、県民にもよく理解してもらえよう、出来る限り公表していくことが重要である。</p> <p>提言内容の検討の段階では、「公表の検討」と表記されているが、大規模事業所には社会的責任があり、事業所としてとれだけ対策しているかといったPRにもなることから、「検討」との表現は削除すべきである。(山中委員)</p>

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 46P 5 (2))</p> <p>○ 民生部門においては、県民等の意識啓発に向けた取組を推進していくことが重要であり、省エネルギー行動による二酸化炭素削減量の見える化や環境に配慮した住まいづくりなどの県民運動「いばらきエコスタイル」の普及啓発を強化していくとともに、県民大会などのイベント等の開催を推進していく必要がある。</p> <p>特に、未来の社会を担う、子どもたちの意識啓発を図ることが重要であり、地球温暖化による本県への影響等について、環境学習に取り入れるなどにより、理解促進を図っていく必要がある。</p>	<p>○ 家庭部門では、一旦、二酸化炭素排出量の削減が図られたにもかかわらず、その後増加していることから、県民意識の低下が危惧される。</p> <p>以前は、県民の決起大会等も開催され、啓発活動などが行われていたことなども踏まえ、県民自らがどのように温暖化対策に取り組んでいくべきかといった意識の啓発に向けた取組を積極的に進めていく必要がある。(田村委員)</p> <p>○ 地球温暖化対策について、子どもたちに、例えば、平均気温が上昇している、水戸市では100年で1.3℃上がっているなど、本県が置かれている環境の現状などを知ってもらい、自分たちの世代が社会をつくっていく際に、知識として理解しておくべきであり、そのような内容も環境学習の中に取り入れていく必要がある。(長谷川委員)</p>
<p>(提言 : 47P 5 (3))</p> <p>○ 地球温暖化は、農業面でも影響が生じていることから、気候変動に適応した品種の開発・普及や環境保全型農業の普及・拡大、さらには、地球温暖化に対応した栽培技術や省エネルギー対策等の適切な助言・指導等の取組を推進していく必要がある。</p>	<p>○ 小麦の収穫時期が早まっている、大豆の栽培でなかなか落葉せずに品質低下に繋がっているなど、農業面でも地球温暖化の影響が生じている。</p> <p>特に、夏場の高温障害により今までに無かった影響、例えば、虫や病気の発生などもあるとのことであり、そういった面を含め、栽培管理上の技術的な指導や、温度上昇等を見据えた品種の選定など、農業面での迅速な対策・対応が必要である。</p> <p>また、県の様々な取組、対策等の情報については、いち早く農家等へ伝達することが重要である。(長谷川委員)</p>

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 47P 5 (4))</p> <p>○ 地球温暖化対策においては、再生可能エネルギーの導入を促進していくことが重要であり、併せて、導入に当たっては、周辺環境や住民等へ適切に配慮していく必要がある。</p> <p>特に、太陽光発電事業については、防災・環境上の懸念等をめぐり事業者と地域住民の間でトラブルに繋がる事例があることから、ガイドライン等に より適正な設置・管理を促すほか、環境アセスの適用に係る対象範囲の検討などを行っていく必要がある。</p>	<p>○ 太陽光発電は、自然エネルギーとして有効で、地球温暖化対策として積極的に進めていく必要がある、実際に導入は進んでいるようであるが、一方で、環境面での問題も生じている。</p> <p>県ではガイドラインも策定し、適正な導入を進めているが、現実的には、未だ不適切な導入事例もあり、生態系の破壊などへの懸念もある。</p> <p>環境に関して対策が遅れている分野であり、関係法令等による規制状況を踏まえ、環境保全という側面から対策を講じていく必要がある。(岡田委員)</p> <p>○ 森林は、環境保全の面で大きな役割を担っているが、太陽光発電事業に係る開発に伴い、相当面積の森林・平地林が伐採され危惧している。</p> <p>県で適切に状況を把握し、市町村への指導・助言を含め、環境保全に配慮した対応を講じていく必要がある。(長谷川委員：再掲)</p> <p>○ 太陽光発電について、周辺住民にも影響のある不適切な導入計画に対しては、環境アセスの適用など、県として適切な指導を行っていく必要がある。</p> <p>環境アセスは、対象となる面積があり、該当しないものは対象にならないため、「対象範囲の検討」などの内容を提言に盛り込むべきである。(山中委員)</p>
<p>(提言 : 47P 5 (5))</p> <p>○ 地球温暖化対策に当たっては、環境に配慮したエネルギーの研究開発や利活用といった取組のほか、低炭素なまちづくり、市町村と連携した森林環境保全対策などの取組も推進していく必要がある。</p>	<p>○ 待ったなしである地球温暖化対策は、次の世代に引き継いでいくという点でもウエートが高く、様々な主体が連携・協力しながら取り組んでいくことが重要である。(田村委員)</p>

6 生物多様性の保全と持続可能な利用等 関係

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 48P 6 (1))</p> <p>○ 特定外来生物については、早期発見や情報把握を図るとともに、生息・定着・被害状況などの情報を、迅速に県民等へ提供していく必要がある。</p> <p>また、駆除や処分の方法、駆除の手続等の情報についても、県民にわかりやすく周知する必要があるが、併せて、ハクビシンなどの特定外来生物以外の有害鳥獣に係る情報についても、積極的に情報発信していくことが重要である。</p> <p>○ 特定外来生物への対応に当たっては、地域住民等の協力のもと地道に活動していくことが重要であるが、ミズヒマワリやカワヒバリガイ、アライグマなどの駆除に労力を要するもの、あるいは、人の生命・身体や生態系・農産物等に大きな被害を及ぼすものについては、市町村やボランティア団体等と連携し、積極的な防除対策を実施していく必要がある。</p>	<p>○ 生物多様性の問題では、絶滅危惧種の問題もさることながら、外来の動植物が入り込み、多様な影響を及ぼすことの方が問題と考えており、危惧している。</p> <p>最近では、「ヒアリ」の問題などが報道されたが、本県にも空港や港湾があることから、荷物等に紛れてこのような特定外来生物が侵入する、あるいは既に侵入があった近隣県から陸路で本県に侵入するなど、いろいろな侵入経路が考えられる。</p> <p>昭和40年代後半には、繁殖力の高い、セイタカアワダチソウが大きな問題になったことがあり、近年でも、アサガオやケシ類の外来種が農地に入ってきているなど、身近に存在している。</p> <p>これらの情報を適時・適切に県民に伝えていくことが生態系破壊の防止につながるから、県民への情報提供、啓発にさらに力を入れていくことが重要である。(長谷川委員)</p> <p>○ ミズヒマワリやカワヒバリガイなど、駆除に労力を要する特定外来生物については、自治体やボランティア団体などが、適切に予算を確保し、駆除を行っていくことが重要である。</p> <p>また、農作物等への被害も出ている、県民に身近なアライグマやハクビシンなどの有害鳥獣は、駆除や処分の方法・手続きなどが県民に十分に周知されていないと感じられることから、県で十分な対策を講じていく必要がある。(外塚委員)</p> <p>○ 霞ヶ浦等に生息するチャネルキョットフイッシュ(アメリカカナマズ)などの特定外来生物については、通常の漁獲の中で混ざったもの(混獲)を回収しているとのことであるが、単体(専獲)での捕獲・駆除を行うことが水質浄化の面で必要である。(山中委員)</p> <p>○ ミズヒマワリ・カワヒバリガイ、アライグマなどの特定外来生物や、ハクビシンなどの有害鳥獣の駆除について、どう扱ったら良いのかなどの対処方法等は周知することはできるが、それをどこで処理・処分するかが不明瞭である。</p> <p>特に、湖内にある特定外来生物の植物は、そこで焼却処分をしないと持ち出せないなどの制約があり、そういうものを一括で集め、処分できる場所を明確にして、啓発活動をすべきである。(外塚委員)</p>

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 48P 6 (1))</p> <p>○ 有害鳥獣については、原則として捕獲者が処分を行うものであるが、捕獲者自ら処分することが困難な場合もあることから、捕獲者の負担ができるだけ軽減されるよう、市町村や県で集約して処分できる環境整備について検討すべきである。</p> <p>○ 他の自治体でも導入事例がある「移動式のジビエ解体車」について、ジビエの流通促進といった面からも有効と考えられることから、導入・配備等について検討していく必要がある。</p> <p>なお、本県では、一部を除き出荷制限指示を受けているものもあることから、出荷制限解除についての検討も、併せて、進めていく必要がある。</p> <p>○ 特定外来生物の対策に当たっては、県の霞ヶ浦環境科学センターなどの関係機関とも連携し、効果的な防除対策等を研究・分析していく必要がある。</p>	<p>○ 県内では、ハクビシン（有害鳥獣）による被害が大きくなっており、「捕まえることができる時期が決まっている」、「自己処分をしなければならぬ」といった制約がある。</p> <p>市役所でも引き取ってもらえないことから、そのような有害鳥獣について、県において、どこか一か所に集約して、処分できる環境を整備すべきである。（外塚委員）</p> <p>○ 最近では、イノシシの被害も広がっている。</p> <p>先般、他県（高知県梶原（ゆすはら）町）で移動式のジビエ（野生鳥獣肉）解体処理車がつくられたが、本県でも、同じようなものを県民センター、農林事務所などに配備し、併せて、放射線の検査も設置するなど、ジビエの流通促進にも繋がるような、はつきりとした施策を行っていくべきである。（外塚委員）</p> <p>○ 特定外来生物等への対応に当たっては、生息状況や被害状況を県で適切に把握し、各部署、あるいは産官学が連携して分析・研究を重ね、県の霞ヶ浦環境科学センターなども有効に活用し、対処方法等を作っていく必要がある。（外塚委員）</p>

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 49P 6 (3))</p> <p>○ 生物多様性の保全と持続可能な利用等の推進に当たっては、取り組むべき具体的な施策や目標等を定めた「生物多様性戦略」に基づき、雑木林等の保全・再生や湖沼・河川等の水質保全などの環境対策にも力を入れていく必要がある。</p> <p>また、県生物多様性センター等において、県民等への意識啓発や、生物多様性に関する教育・学習などを推進するとともに、このような学習活動を担うことができる人材の育成についても充実に努める必要がある。</p>	<p>○ 「6 生物多様性の保全と持続可能な利用等」の提言部分について、本県では、平成26年に「茨城県生物多様性戦略」を策定し、この中で、2015～2024までを短期（目標）として、また、2015～2024年までの50年間を中長期（目標）として、それぞれ、明確に目標を設定していることから、報告書案「(3) その他推進すべき取組」の部分等において、『生物多様性戦略』を活かしながら」などの表現を追記してはどうか。</p> <p>さらに、報告書案では、「県民等への意識啓発や、生物多様性に関する教育・学習などを推進」との提言内容があるが、県では生物多様性センターを設置しており、当該センターの大きな柱の一つが「教育や県民への啓発等」であると思われることから、その部分についても文言として明記してはどうか。(田村委員)</p>

7 地域環境保全対策 (4) 放射性物質に係る環境保全対策 関係

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 51P 7 (4))</p> <p>○ 放射性物質への対策に当たっては、県民等の不安を解消していくことが最も重要であることから、不安解消に向け、以下の取組を推進していく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境放射線の常時監視」、「河川・海水浴場等での定期的な放射線量等の測定」、「農林水産物等の放射性物質検査」などのモニタリングの継続的な実施及びそれらの測定(検査)結果の県民等への迅速な情報提供 ・ 継続的なモニタリングや放射性物質除去の実施に向けた国への働きかけ ・ 各種広報媒体を活用した情報発信などによる放射性物質等の正確な情報についての県民への周知及び県民理解の促進 <p>○ 除染等については、市町村情報連絡会議の開催などにより、県から必要な情報を発信するとともに、自治体間で情報交換を行う場を設けるなど、引き続き、市町村に対して適切に支援を行っていく必要がある。</p> <p>また、県や市町村等が保管する除去土壌の処分が進むよう、「汚染状況重点調査地域」の指定解除に向けた除去土壌の最終処分基準の策定等に関して、国へ働きかけていくなどの対応を行っていく必要がある。</p>	<p>○ 河川、湖沼等の底質の放射性物質は、現在もゼロではなく、県北の水沼ダムなどでは事故から6年経過した今でも高い値である。継続的な調査やモニタリングを実施するだけでなく、底質の放射性物質を無くすための対策も必要と考える。(山中委員)</p> <p>○ 除染による除去土壌の最終処分基準の策定等が進まず、汚染状況重点調査地域の指定が解除されていない地域があるが、このような状況が諸外国における日本からの輸入制限の要因にもなっている。農業県でもある本県の影響は極めて大きいことから、国への働きかけなど、県として出来る限りの対応をしていく必要がある。(小川委員長)</p> <p>○ 提言で掲げている「除去土壌の最終処分基準の策定等に関して、国へ働きかけていく」との内容について、国において処分基準の検討が開始されたばかりであること、また、処分基準の策定等について市町村から(県に)要望が無いことなどから、このような内容を提言に盛り込むのは時期尚早であると考える。</p> <p>むしろ、市町村へ、引き続き支援を強化するといった内容の方が重要であり、保管している除去土壌について、引き続き、市町村や県民に理解を得ていくといった内容に留めるべき。(山中委員)</p> <p>○ 「除去土壌の最終処分基準の策定等」についての提言内容に関して、一部の市町村・事務組合では、除去土壌の保管や処分に困っている実態があることから、現在の提言内容とすべき(残すべき)である。(小川委員長)</p>

8 資源の有効利用と廃棄物の適正処理 関係

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 52P 8 (1))</p> <p>○ 廃棄物の排出量削減に当たっては、県民の理解促進が不可欠であり、県民運動やポスター・標語コンテストの実施など、県民に身近なところでの様々な取組により、県民の意識啓発を図っていく必要がある。</p> <p>また、このような県民意識は、子どもの頃から培われていくことが重要であることから、環境教育の面でも充実を図っていく必要がある。</p> <p>○ 廃棄物の排出量削減に向けた取組においては、他の自治体における先進事例などについても積極的に情報収集し、県の取組に活用していくほか、市町村や県民等に対しても、積極的に情報提供していく必要がある。</p> <p>また、3 Rの推進に向け、市町村と連携し、分別収集区分の拡大・徹底を促進していく必要がある。</p>	<p>○ 一般廃棄物の1人1日排出量は、近年、全国平均を上回り、全国順位も低い(悪い)位置にあるが、排出量の削減は、二酸化炭素の削減にもつながることから、市町村とも連携し、対策を強化していく必要がある。</p> <p>そのためには、排出量削減に対する県民の理解促進が不可欠であり、若い頃からの環境教育や県民運動の推進などが重要である。特に、近年、「食品ロス」なども大きな問題となっており、子どもの頃からの教育のほか、教育庁も加わって県民運動として展開していくなどの方向性を打ち出していくことも重要である。</p> <p>一般廃棄物の排出量が最少ない長野県では、水切りの徹底、紙類の排出削減などの取組に力を入れているとのことであり、このような先進事例なども精査し、対策していくことが重要である。(田村委員)</p>

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 52P 8 (2))</p> <p>○ 廃棄物の不法投棄を撲滅するためには、早期発見・早期対応に向けた発見通報体制や監視指導体制のさらなる充実強化が不可欠であり、以下に掲げる取組を中心に、体制の充実強化を図っていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監視カメラやドローン等の効果的運用 ・ 警察・市町村等の関係機関との緊密な連携 ・ 不法投棄等情報管理システムの効果的運用 ・ 不法投棄監視協定締結の推進などによる関係団体・企業等との連携強化 ・ キャンペーン等による啓発活動の推進などの県民に対する啓発活動の推進 <p>○ 未解決となっている不法投棄事案については、警察や市町村などの関係機関と連携し、粘り強く、撤去指導を実施していく必要がある。</p> <p>特に、悪質な事案等については、「捨て得は許さない」という断固たる姿勢で、行政処分等により厳格に対処していくとともに、なお解決に至らない場合などには、検挙に向けて、警察と共に強力に取り組んでいく必要がある。</p> <p>併せて、周辺環境への影響についても確に把握し、必要な情報を周辺住民等に提供するなどにより、周辺住民等の不安解消に向け、配慮していく必要がある。</p>	<p>○ 県内の不法投棄件数は、県の対策の効果もあり減少傾向にあるが、一部の地域では、未だ不法投棄が繰り返され、行為者の特定に至らないケースが多い。</p> <p>県では、ドローンを3台確保し有効に活用しているとのことだが、県内の広い範囲をスピーディーに対応するには、台数が少ないと感じられる。</p> <p>今後、オリンピック等による不法投棄の増加等も懸念されるため、地元市町村や警察とも連携を密にし、対策の強化、早期対応を図っていく必要がある。(安藤委員)</p> <p>○ 県内の不法投棄の新規発生件数は減少傾向にあるが、未解決事案の数は未だ多く、周辺住民も、長期化などの理由から半ばあきらめ気味となっていることから、モチベーションの維持・向上のため、各地域において、必ず解決するという県の強い姿勢を示していくことが重要である。(山中委員)</p>

提言内容	左記提言内容に係る委員からの主な意見
<p>(提言 : 53P 8 (3))</p> <p>○ 廃棄物の処理については、法や条例等に基づき、環境負荷の増大を抑制するとともに、生活環境保全上の支障が生じないよう、厳しく、監視・指導等を行っていく必要がある。特に、廃棄物処理業者に対しては、立入検査等により、厳格に規制基準遵守等の徹底を図っていく必要がある。</p> <p>また、県内に搬入される廃棄物については、条例に基づく事前協議制度等により適切に対応していく必要がある。</p> <p>併せて、廃棄物の保管については、法に基づく保管基準等の遵守を徹底させるとともに、不適切な保管事例に対しては、法の趣旨に則り、土地所有者にも働きかけていくなどにより、適切に対応していく必要がある。</p>	<p>○ 不法投棄に関連して、地元では、地主の人からきちんと土地を借りて、他所から産業廃棄物を持ち込み、保管している者があり、警察としても手を出せず、対応が困難な事例が多発していると聞いている。</p> <p>太陽光発電のように、県としてガイドラインのようなものを策定し、廃棄物を持ち込まれる前に規制がかけられるような対応を検討して欲しい。(田村委員)</p>

各環境問題に共通の意見

委員からの主な意見

- 環境保全は、県民や事業者の意識を変えていくことが最も重要であり、現状では、この点に対する取組が不十分ではないか。
例えば、地球温暖化対策であれば、県民の意識を変えることでエコ化を進めていく、希少生物や特定外来生物の問題では、何が対象生物なのかを理解してもらおう、などの取組が必要である。
広報・啓発などにより県民等の意識を変え、環境問題を考えしていくといった好循環を生み出すことが重要であり、意識啓発のための取組を、創意工夫して進めていく必要がある。（伊沢委員）
- 県民との協働や役割分担といった観点での取組も重要であり、例えば、民間団体の活躍促進といったものなども検討していく必要がある。（伊沢委員）
- 環境保全では、「環境教育」に関する取組も重要である。（佐藤委員）
- 環境問題は、森林に限らず課題がわかりづらく、県民等への啓発が進みにくいといった課題がある。（岡田委員）